

## 声 明 文

### 福島県立大野病院・産婦人科医逮捕について

福島県立大野病院で帝王切開手術を受けた女性が亡くなられたことに関し、手術を担当した医師が業務上過失致死および医師法違反（医師法 21 条異状死体の届出義務）の疑いで平成 18 年 2 月 18 日逮捕・拘留・起訴されました。本件手術で亡くなられた患者さま、およびご親族の皆様に対し深い哀悼の意をささげたいと思います。

本件は、癒着を伴う前置胎盤という 0.1%未満の発生頻度で、MRI や腹部超音波検査等の高度な検査をもってしても術前診断はきわめて難しく、治療の難度が最も高い事例であり、高次医療施設においても対応が困難であります。子宮全摘が必要な癒着胎盤は全分娩の 0.01%で 1 万人に一人の割合でベテランの産科医でもほとんど経験したことのない非常にまれなケースです。このようなケースでも、救命しえなかった場合、業務上過失致死にあたるならば、医療行為は不可能となってしまいます。

また、沖縄県立北部病院や同八重山病院でも産婦人科医師不足の状況から産婦人科診療が存亡の危機に瀕し二次的被害も懸念される等、今回の事例は全国的な産婦人科医不足という現在の医療体制の問題点に深く根ざし、地道で献身的にしかも過重な負担に耐えてきた医師個人の責任を追求するにはそぐわないものがあります。福島県で事故調査を行い、報告書が作成されたうえで処分も行われておりながら、且つ 1 年近くも経ってから、医師個人が刑事責任を問われ、医療の現場に踏み込み突然逮捕・拘留されるに至ったことはきわめて不当であり強く抗議します。

多くのへき地で働く産婦人科医はもとより、本県においても脆弱な診療体制のなか、大きな不安を抱えながら医療を行ってきております。警察当局の予期せぬ介入、医師の不当逮捕があれば、医療側は防衛的医療、消極的医療にならざるを得ません。異状死の解釈の見直しと、医師が安心して医療ができ、国民も安心して医療を受けられる環境づくりが行われなければならないと強く切望します。

平成 18 年 3 月 30 日

第 181 回沖縄県医師会定例代議員会  
沖 縄 県 医 師 会